

## 監査報告書

学校法人大垣女子短期大学

理事長 中野 哲 様

平成26年5月14日

学校法人大垣女子短期大学

監事 子安一徳 

監事 矢橋恒哉 

私たちは、学校法人大垣女子短期大学の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同法人の平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)における計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表)を含め、学校法人の業務、財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会に出席するほかの理事からの業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠しており、学校法人大垣女子短期大学の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。